

かつしか 区議会だより

平成23年第4回定例会

11月	29日	本会議（一般質問等）
	30日	本会議（一般質問・議案の付託等・議決） 常任委員会 議会運営委員会
12月	1～6日	常任委員会
	7日	議会運営委員会理事会
	8～12日	特別委員会
	14日	議会運営委員会
	15日	本会議（議案の議決等）

主な内容 2・3面…一般質問 4・5面…各会派の年頭挨拶 6・7面…区議会のしくみほか 8面…可決された議案ほか

NO.209 平成24年（2012年） 1月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎ 3695-1111 FAX 5698-1543

「受診時定額負担制度」導入 に反対する意見書を可決

今回の定例会では、7名の議員から区政一般質問が行われました。

また、平成23年度一般会計補正予算（第3号）をはじめとする区長提出議案など27件、

「受診時定額負担制度導入に反対する意見書」（下欄参照）などの議員提出議案10件が可決されました。

このほか、請願1件が採択されました。



獅子舞（東高砂保育園）

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書9件を可決し、関係機関に送付しました。（件名の下の分は意見の分かれた意見書です。各会派の賛否は8面に掲載）

「受診時定額負担制度」導入に反対する意見書

高額療養費制度の財源確保のため、患者に新たな負担を求める「受診時定額負担制度」の導入は、医療保険制度の相互扶助の精神に反し、国民皆保険制度の崩壊につながる。我が国の患者の一部負担割合は先進国でも高く、これ以上の負担を強いることは受診抑制、症状の重篤化など国民の健康に重大な影響を及ぼす。よって、国会及び政府に対し、「受診時定額負担制度」を導入しないよう、強く求める。

「高から中小企業を守る対策を求める意見書」

政府は、円高の長期化の懸念から更なる具体策を実施すべきである。よって政府に対し、次の項目を迅速かつ適切に講じるよう強く求める。①「緊急雇用創出事業臨時特例基金」などの基金を積み増し、事業を延長すること②「通貨デリバティブ（金融派生商品）」被害対策を強化すること③下請けいじめの監視・防止策を強化すること

「国民生活の安心向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書」

安心社会構築のため、各種基金制度が設けられているが、多くが今年度限りで終了となるため、多くの関係者から事業継続が求められている。よって、政府に対し次の基金事業の継続を強く求める。①子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金②安心子ども基金及び妊婦健康診査支援基金③介護職員処遇改善等臨時特例基金④障害者自立支援対策臨時特例基金⑤地域自殺者対策緊急強化基金

「サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書」

政府機関などを狙ったサイバー攻撃が明らかになり、国民の不安はこれまでに高まっている。よって、国会及び政府に対し、次の事項を積極的に実現することを強く求める。①情報保全の基本戦略を早急に構築すること②防衛調達に関する情報管理、保秘体制を強化すること③地方自治体へのサイバー攻撃対策の戦略を早急に構築すること④官民一体の情報保全対策を構築すること

「原子力発電所の警備に関する意見書」

原発の安全対策は、自然災害のほかテロ対策も重要である。よって、国会及び政府に対し、次の事項の早急な実現を求める。①警備体制の充実を図ること②海上保安庁と海上自衛隊の連携を強化すること③警察、自衛隊、周辺自治体による防護訓練を実施すること

「八ッ場ダム建設事業の早期完成を求める意見書」

八ッ場ダム建設事業は、機能面、コスト面から有利であることが示された。都の水道水の8割は利根川水系に依存しており、渇水対策や、想定外の自然災害による被害防止のため、建設事業を一刻も早く完成させることが喫緊の課題である。よって、国会及び政府に対し、次の事項の実現を強く求める。①基本計画どおり平成27年度までに事業を完成させること②地元住民の生活再建事業を早期に完成させること

「都立水元公園におけるきめ細かな放射線量の測定を求める意見書」

水元公園について、都は測定結果を公表したが、今後全般にわたる調査や経時的調査は不要としているが、都知事に対し、さらにきめ細かな測定を行うよう強く要望する。

「安全な自転車走行ができる環境整備を求める意見書」

「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策」の推進が発表されたが、自転車事故に遭う危険性は高まる。よって、政府に対し次の事項の実現を強く求める。①道路状況の環境整備を進めること②地域性を鑑みて判断すること③自転車道等の整備を行う際は、地方自治体任せではなく、財源を含め国が積極的に進めること④交通指導などの充実を図ること⑤走行中のマナーの徹底と指導に取り組むこと

「「こころ」の健康基本法（仮称）の法制化を求める意見書」

国民の「こころ」の健康問題は深刻な状況にあり、当事者、家族など関係者は「こころの健康基本法（仮称）」の制定を求めている。よって、国会及び政府に対し、「こころの健康基本法（仮称）」の制定を強く求める。

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。